

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来たすことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび千葉分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和5年8月31日

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

(事務局：千葉県総合企画部交通計画課内)

電話：043(223)2063

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表

分科会名:千葉県分科会

協議年月日:令和5年8月24日

協議路線				関係 市町村	分科会における協議結果	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)	協議申出内容 (実施予定年月日)			
千葉中央バス 株式会社	都賀線	①鎌取駅～都賀駅 (坂月小学校) ②鎌取駅～千葉市斎場 ③赤井交差点～都賀駅 (坂月小学校) ④鎌取駅～大宮団地	路線の廃止 (令和5年10月1日)	千葉市	令和6年3月31日まで運行を継続する。	
千葉中央バス 株式会社	千葉中線	土気駅～大椎台団地	路線の廃止 (令和5年10月1日)	千葉市	令和6年3月31日まで運行を継続する。	